

○平成29年度保育料について（新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園《幼稚園利用に限る》）

階層区分	定義	保育料（月額）
I	生活保護世帯等	0円
II1	市民税非課税世帯（母子・父子世帯等）	0円
II2	市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	2,500円
III 1	市民税所得割の額が59,500円以下の世帯 （均等割のみ課税の場合を含む）	5,200円
III 2	市民税所得割の額が77,100円以下の世帯	9,800円
IV 1	市民税所得割の額が144,900円以下の世帯	16,000円
IV 2	市民税所得割の額が211,200円以下の世帯	20,500円
V1	市民税所得割の額が377,100円以下の世帯	22,000円
V2	市民税所得割の額が377,101円以上の世帯	23,400円

・市民税所得割の額は世帯の合算です。

・平成29年4月分から8月分の保育料は、平成28年度市民税額に基づき決定します。
平成29年9月から平成30年3月分の保育料は、平成29年度市民税額に基づき決定します。

・市民税額は6月頃に市役所から通知される「市・県民税特別徴収税額決定・変更通知書」または、「市県民税納税通知書」で確認できます。

・住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の税額控除(調整控除を除く)を適用する前の市民税額により決定します。

・II1階層の母子・父子世帯等とは、母子・父子世帯または在宅障害児(者)のいる世帯です。

・同一世帯に小学校3年生以下の子どもが2人以上おられる場合、年齢の高い方から2番目の子どもは上記の額の半額、3番目以降の子どもは無料となります。

・祖父母と同居し、父母の年収の合計が100万円に満たない場合は、祖父母のいずれか高い方の税額を合算して保育料を決定します。

・満3歳児から5歳児まで同一料金です。

・私立幼稚園就園奨励助成金は利用できません。

・上記保育料のほか、各園で定める上乗せ徴収・実費徴収がある場合があります。詳細は園にご確認ください。